

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日

## 目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

別表第四百十一号の次に次の六号を加える。

- 第四百十一の二 種畜証明書書換え交付手数料 六百元
- 第四百十一の三 種畜証明書再交付手数料 六百元
- 第四百十一の四 家畜人工授精師免許申請手数料 八百円
- 第四百十一の五 家畜人工授精所開設許可申請手数料 二千七百円
- 第四百十一の六 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料 六百元
- 第四百十一の七 家畜人工授精師免許証再交付手数料 六百元

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十八年十一月十九日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号㉞を次のように改める。

㉞ 削除